



長野県報

10月18日(月)

令和3年

(2021年)

第247号

目次

条例

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(DX推進課)	3
長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	3
長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例(情報公開・法務課)	4
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例(県民協働課)	4
公害の防止に関する条例の一部を改正する条例(水大気環境課)	4
長野県流域下水道条例の一部を改正する条例(生活排水課)	6
長野県歯科保健推進条例の一部を改正する条例(調査課)	6

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(人事課)	7
公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(水大気環境課)	7

告示

令和3年8月30日専決処分した令和3年度補正予算の要領(財政課)	9
令和3年9月15日専決処分した令和3年度補正予算の要領(財政課)	9
令和3年10月8日成立した令和3年度補正予算の要領(2件)(財政課)	9
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	10
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	11
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定(文化財・生涯学習課)	11

公告

県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	12
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	12

本号で公布された条例のあらまし

◇ 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日）から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 中小企業の振興、産業人材の育成・確保及び産業基盤の整備のため、中小法人を除く法人の県民税について、法人税割の税率を100分の1.8とする特例措置（本則税率：100分の1）の適用期間を令和8年10月31日まで5年間延長したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、令和4年4月1日）から施行します。

◇ 長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、同法等を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定（同法第50条の規定に限る。）の施行の日）から施行します。

◇ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 条例で定めた特定非営利活動法人の名称が変更されたことに伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 公害の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

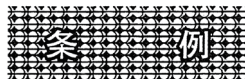
- 1 光害による周辺住民の不快感並びに動植物の生息・生育及び星空環境への悪影響を防ぐため、サーチライト等の使用の禁止その他光害の防止のための措置について規定するとともに、題名を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日（サーチライト等の使用の禁止については、令和4年4月1日）から施行します。

◇ 長野県流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 下水道法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 長野県歯科保健推進条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 県民の歯及び口腔の健康づくりに向けた取組を更に進めるため、題名を「長野県歯科口腔保健推進条例」に改め、目的に「健康寿命の延伸」を加えるとともに、基本的施策にオーラルフレイル対策の推進を加える等の所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第27号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3項」を「第4項」に、「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第3条中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第2の1 知事の項中「別表第2の9の項の第2欄」を「別表第2の11の項の第2欄」に改め、同表の2 知事の項中「別表第2の14の項の第2欄」を「別表第2の16の項の第2欄」に改め、同表の3 知事の項中「別表第2の16の項の第2欄」を「別表第2の18の項の第2欄」に改め、同表の4 知事の項中「別表第2の24の項の第2欄」を「別表第2の35の項の第2欄」に改め、同表の5 知事の項中「別表第2の26の項の第2欄」を「別表第2の37の項の第2欄」に改め、同表の6 知事の項中「別表第2の28の項の第2欄」を「別表第2の39の項の第2欄」に改め、同表の7 知事の項中「別表第2の87の項の第2欄」を「別表第2の116の項の第2欄」に改め、同表の8 知事の項中「別表第2の113の項の第2欄」を「別表第2の147の項の第2欄」に改め、同表の9 知事の項中「別表第2の119の項の第2欄」を「別表第2の155の項の第2欄」に改める。

別表第3の1 知事の項中「別表第2の26の項の第2欄」を「別表第2の37の項の第2欄」に改め、同表の2 知事の項中「別表第2の87の項の第2欄」を「別表第2の116の項の第2欄」に改め、同表の5 教育委員会の項中「別表第2の37の項の第2欄」を「別表第2の49の項の第2欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の改正規定（「第3項」を「第4項」に改める部分に限る。）及び第3条の改正規定 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
- (2) 別表第2及び別表第3の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日

DX推進課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第28号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「令和3年10月31日」を「令和8年10月31日」に改め、「又は各連結事業年度分」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第12条の改正規定（「又は各連結事業年度分」を削る部分に限る。）及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
（県民税に関する規定の適用）
- 2 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の長野県県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、当該改正規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

税務課

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第29号

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例

長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第30条中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第58条第2項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」を「個人情報の保護に関する法律」に、「第4章」を「第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号及び第58条第2項の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定（同法第50条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

情報公開・法務課

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第30号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（令和2年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 「特定非営利活動法人エリアネット更埴」 を 「特定非営利活動法人エリアネット」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県民協働課

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第31号

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例

公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

良好な生活環境の保全に関する条例

目次中「第3章 規制」を「第3章 公害に関する規制」に、「第5章 公害の紛争の処理に係る費用負担（第50条—第52条）」を「第5章 公害の紛争の処理（第49条の2・第50条）」に、「第59条」を「—第60条」に改める。

第5章の2 光害に関する規制等（第51条—第52条の3）」

第1条中「汚水等の排出等の規制その他公害の防止並びに」を「公害及びその他生活環境の保全に関する規制、」に、「公害対策」を「良好な生活環境を保全するための施策」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(12) 光害 照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下など人の活動、人の生活に

密接な関係のある動植物又は星空環境（星空の観測に適した、暗い夜空が広がる環境をいう。第51条第2項において同じ。）に悪影響が生ずることをいう。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 公害に関する規制

第5章の章名を次のように改める。

第5章 公害の紛争の処理

第50条中「(昭和45年法律第108号)」を削り、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(公害審査委員候補者の委嘱期間)

第49条の2 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)第18条第1項の条例で定める期間は、3年とする。

第50条の次に次の章名を付する。

第5章の2 光害に関する規制等

第51条及び第52条を次のように改める。

(光害の防止)

第51条 何人も、屋外において照明器具を使用するときは、その目的を阻害しない範囲で、次に掲げる措置を講ずることにより、光害が生じないように努めなければならない。

- (1) 照射する光の量を必要最低限のものとする。
- (2) 照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること。
- (3) 照明が不要な時間帯には消灯すること。

2 前項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、照明器具より上方に光が漏れないようにするなど星空環境の保全に特に配慮しなければならない。

(サーチライト等の使用の禁止)

第52条 何人も、屋外において又は屋外に向けて、サーチライト等(隔地の対象物を照射する機能を有する照明器具であつて、サーチライト、投光器その他これらに類するものをいう。次条第1項及び第55条第2項において同じ。)を、自己が所有し、又は占有する特定の対象物を照射する方法以外の方法で使用してはならない。ただし、犯罪の捜査、遭難者の捜索その他規則で定める場合は、この限りでない。

第5章の2中第52条の次に次の2条を加える。

(改善勧告及び改善命令)

第52条の2 知事は、サーチライト等を使用する者が前条の規定に違反したと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(啓発活動)

第52条の3 知事は、県民及び事業者が光害を防止する必要性について理解を深めることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第55条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、サーチライト等を使用する者に対し、その使用の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして、サーチライト等を使用する場所その他関係ある場所に立ち入り、必要な設備、書類等の検査をさせることができる。

第59条の次に次の1条を加える。

(過料)

第60条 第52条の2第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第51条及び第52条の改正規定(第52条に係る部分に限る。)、第5章の2中第52条の次に2条を加える改正規定(第52条の2に係る部分に限る。)並びに第59条の次に1条を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(長野県県税条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

- (1) 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第146条各号
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)別表の26の項

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第32号

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例

長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

附則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。

生活排水課

長野県歯科保健推進条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年10月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第33号

長野県歯科保健推進条例の一部を改正する条例

長野県歯科保健推進条例（平成22年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県歯科口腔保健推進条例

前文中「歯科疾患」を「歯科口腔疾患」に、「歯科保健が」を「オーラルフレイル対策をはじめとした歯科口腔保健が」に、「歯科保健対策」を「歯科口腔保健対策」に、「歯科健診等の」を「歯科口腔に係る検診による」に、「生涯」を「災害時も含め、生涯」に、「歯科に」を「歯科口腔に」に改める。

第1条中「口腔」を「口腔」に、「を図り」を「及び健康寿命の延伸を図り」に改める。

第2条及び第4条中「歯科」を「歯科口腔」に改める。

第6条第1項中「歯科に関する健康診断及び保健指導」を「歯科口腔に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次項及び第10条第2号において同じ。）及び歯科保健指導」に改め、同条第2項中「歯科に関する健康診断及び保健指導」を「歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「歯科保健推進計画」を「歯科口腔保健推進計画」に改める。

第10条第10号中「のほか」の次に「、感染症の予防対策」を加え、同条第14号とし、同条の前に次の1号を加える。

(13) オーラルフレイル対策（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを予防するための取組をいう。）の推進に関する事。

第10条第9号を同条第12号とし、同条第8号を同条第11号とし、同条第7号を同条第10号とし、同条第6号中「歯及び口腔の健康づくり」を「歯科口腔に関する保健医療サービス」に改め、同条第9号とし、同条の前に次の2号を加える。

(7) 災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関する事。

(8) 歯科及び医科の連携による保健医療サービスの充実に関する事。

第10条第5号中「歯科医療」を「歯科口腔医療」に、「歯科に」を「歯科口腔に」に改め、同条第6号とし、同条第4号中「歯科」を「歯科口腔」に改め、同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「歯科疾患」を「歯科口腔疾患」に改め、同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 県民が定期的に歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導を受けるための取組の推進に関する事。

第11条の見出しを「(歯と口の健康週間)」に改め、同条第1項中「歯科疾患」を「歯科口腔疾患」に、「歯の衛生週間」を「歯と口の健康週間」に改め、同条第2項及び第3項中「歯の衛生週間」を「歯と口の健康週間」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項中「歯科保健」を「歯科口腔保健」に改め、同条第2項中「歯科疾患」を「歯科口腔疾患」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

調査課